

令和2年度講習を受講し、技術者証を申請した方は令和8年3月末が有効期間満了となります。
更新をご希望の場合は本講習会を受講のうえ、申請が必要となります。

建築CPD情報提供制度の認定プログラム A講習（全構造）：5単位 B講習（木造）：2単位

「再使用の可能性を判定し、復旧するための 震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針講習会」のご案内

主 催：（一社）富山県建築士事務所協会、（一社）日本建築士事務所協会連合会
共 催：（一財）日本建築防災協会
後 援：富山県

地震発生後の被災建築物については、被災各県において応急危険度判定活動が実施され、その後、被災建築物の所有者からの依頼に基づき、再使用の可能性や、復旧に向けた被災度区分判定及び復旧業務を迅速に行うことが重要となります。

被災度区分判定は、地震により被災した建築物を対象に、建築構造技術者が当該建築物の沈下、傾斜および構造躯体の損傷状況から耐震性能を推定し、継続使用のための復旧の要否とその程度を建築士事務所の業務として判定するものです。本講習会は、震災建築物の被災度区分判定および復旧に伴う設計・工事監理を行うことのできる建築士事務所を育成することを目的としています。

本講習会では、2022年度に新たに編集した別冊資料をテキストに加え、最近の研究動向や近年の被災事例調査報告、適用例等を踏まえ、最新の知見や判定方法の考え方について解説します。本指針は、令和6年能登半島地震を始め、過去の地震においても活用されています。

なお、受講修了者のうち希望する建築士には（一財）日本建築防災協会より「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証」（有料・カード式）が発行されます。また、当該技術者は「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者名簿」に掲載され、地震被災後における被災度区分判定や建築相談などに活用されます。

さらに、当該建築士を有する建築士事務所のうち、希望する建築士事務所については（一財）日本建築防災協会のホームページに掲載され、震災後対策として住宅相談や被災度区分判定等を行う際の参考資料として活用されます。

※本講習では、「令和6年能登半島地震の被害を踏まえた『木造建築物の被災度区分判定及び復旧における留意事項』講習会」（2025年1月開催。主催：国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付）の講義の一部を特別講義として受講いただけます。

*技術者証の発行は、建築士資格を有する者に限ります。

*建築士事務所名簿への掲載は、技術者証発行希望者を有する建築士事務所となります。

1 開 催 日 令和8年 3月 12日(木)

2 開 催 場 所 富山県建築士事務所協会 会議室3F

富山市安住町7-1 TEL (076) 442-1135

3 対 象 者 建築士事務所に所属する1級・2級・木造建築士、建築および防災関係の職員。

4 定 員 15名

5 受講料・テキスト

		全構造編			木造編						
		受講料	テキスト代①	テキスト代②	受講料	テキスト代	テキスト代②				
事務所協会会員		¥6,100	¥4,000	¥7,920	¥3,150	¥1,750	¥3,055				
一般		¥8,150			¥4,250						
技術者証 発行手数料		¥1,100 (税・送料込)			※希望者のみ						
テキスト代① 必須 別冊資料 テキスト代② 任意 2015年改訂版 震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針 (すでにお持ちの方は購入は必要ありませんが、講習では内容に触れますので 講習時にはお持ちください)											

6 時間割と内容

講習	時間割		講習内容	講 師
全構造編	9:10 ~ 9:25		受付	
	9:25 ~ 9:30	5分	挨拶・目的	(一社)富山県建築士事務所協会
	9:30 ~ 9:50	20分	被災度区分判定の考え方	DVD講習
	9:50 ~ 9:55	5分	(休憩)	
	9:55 ~ 11:25	90分	木造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針の解説	DVD講習
	11:25 ~ 11:35	10分	(休憩)	
	11:35 ~ 12:30	55分	令和6年能登半島地震における建築物被害の解説および被害に即した被災度区分判定(木造)の留意事項の解説	DVD講習
	12:30 ~ 13:30	60分	(休憩)	
	13:30 ~ 15:00	90分	鉄筋および鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針の解説	DVD講習
	15:00 ~ 15:10	10分	(休憩)	
	15:10 ~ 16:40	90分	鉄骨造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針の解説	DVD講習

7 技術者証の発行について

技術者証発行手数料 1,100円 (希望者のみ、送料・消費税込み)

受講修了された建築士で希望者には、技術者証（有効期間5年・令和13年3月31日まで）を有料で発行し「技術者名簿」に掲載します。なお、技術者証は（一財）日本建築防災協会から発送されます。

発行希望の場合は、発行手数料を受講料に加算してお支払いください。また、「発行申込書（別紙1）」は顔写真のデータ（脱帽上半身で6か月以内に撮影した、解像度300、幅24mm、高さ30mmのjpeg形式でファイル名に氏名を入力）を添えて、お申し込みください。

8 建築士事務所名簿への掲載

技術者証発行希望者を有する建築士事務所のうち掲載希望の建築士事務所を対象に「技術事務所名簿」を作成し、(一財)日本建築防災協会ホームページに掲載し、震災時に活用します。掲載希望の場合は「掲載申込書(別紙2)」をご記入の上、お申し込みください。

9 申込方法

2月26日(木)までに受講申込書にもれなくご記入の上、事務所協会事務局までメールにてお申し込みください。

受講料は受講申込後3日以内に納入してください。

※ 入金確認後、受講申込書に受付印を押印し、受講券としてメールで送信いたしますので、講習会当日必ずご持参ください。(3月2日(月)までにメールが届かない場合はご連絡ください。)

10 振込先

(一社)富山県建築士事務所協会

北陸銀行 橋北出張所 普通預金 1010010

◆ 問合せ先

一般社団法人 富山県建築士事務所協会
住所 〒930-0094
富山市安住町7-1
TEL 076-442-1135
E-Mail info@toyamajk.org